

# 令和6年度茨城県移住定住ポータルサイト運用及び移住相談用チャットボット構築運用業務 委託契約書

茨城県（以下「甲」という。）と \_\_\_\_\_（以下「乙」という。）とは、令和6年度茨城県移住定住ポータルサイト運用及び移住相談用チャットボット構築運用業務委託について、次の条項により委託契約を締結する。

## （委託業務）

第1条 甲は、次の業務（以下「委託業務」という。）の実施を乙に委託し、乙は、これを受託する。

- （1）委託業務名 令和6年度茨城県移住定住ポータルサイト運用及び移住相談用チャットボット構築運用業務委託
- （2）委託業務内容 別添委託業務仕様書（以下「委託仕様書」という。）のとおり
- （3）委託期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

## （委託業務の遂行）

第2条 乙は、委託業務を委託仕様書に従って実施しなければならない。また委託仕様書が変更された場合も同様とする。

## （委託料）

第3条 甲は、委託業務に要する費用（以下「委託料」という。）として、金 \_\_\_\_\_円（消費税及び地方消費税を含む）を超えない範囲内で乙に支払うものとする。

## （委託料の支払）

第4条 委託料は、委託業務が終了し、その額が確定した後に乙の請求により支払うものとする。

- 2 甲は、前項の請求があった日から30日以内に委託料を支払うものとする。
- 3 甲は、乙の請求により必要があると認められる金額については、前項の規定にかかわらず、概算払をすることができる。
- 4 乙は、前項の概算払を請求するときは、概算払請求書に概算払を必要とする理由及び所要見込額を記載した書類を添付して甲に提出するものとする。

## （契約保証金）

第5条 この契約の保証金は、茨城県財務規則（平成5年茨城県規則第15号）第138条第2項第6号の規定により免除する。

## （実績報告等）

第6条 乙は、委託業務が終了したときは、委託業務の実績報告書（別紙様式）を委託事業終了の日から起算して30日以内又は令和7年3月31日のいずれか早い日までに甲に提出しなければならない。この場合において、第4条第3項の規定による概算払を受けたときは、併せて概算払精算書（茨城県財務規則の規定による帳票の様式（平成5年茨城県告示第404号）様式第102号）を添付するものとする。

(検査及び委託料の額の確定)

第7条 甲は、前条の規定により、乙から実績報告書の提出があったときは、遅滞なく、当該業務がこの契約の内容に適合するものであるかどうかを検査し、適合すると認めた場合は、当該実績報告書に基づき委託料の額を確定し、乙に対して通知するものとする。

(契約不適合責任)

第8条 引渡された成果物が、種類又は品質に関して本契約の内容に適合しないものであるとき（以下「契約不適合」という）は、甲は乙に対し、本成果物の修正を請求することができる。この場合、甲又は乙は、相手方に対し修正の方法に関して協議の申入れをすることができるものとする。

2 引渡された成果物に契約不適合があるときは、その契約不適合が本契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰すことができない事由によるものであるときを除き、甲は乙に対し修正に代え、又は修正とともに損害賠償を請求することができるものとする。

3 引渡された成果物に契約不適合があるときは、甲は乙に対し相当の期間を定めて成果物の修正を請求した上で、当該相当期間内に契約不適合が修正されない場合には、当該契約不適合の程度に応じて委託額の減額の請求又は本契約を解除することができるものとする。ただし、契約不適合が軽微であるときはこの限りではないものとする。

4 甲が前項に基づき本契約を解除し、甲に損害がある場合には当該契約不適合が本契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰すことができない事由によるものであるときを除き、甲は乙に対し損害賠償を請求することができるものとする。

(過払金の返還)

第9条 乙は、既に支払を受けた委託料が前条に規定する委託料の確定額を超えるときは、その超える金額について、甲の指示に従って返還するものとする。

(再委託の制限)

第10条 乙は、委託業務達成のため、委託事業の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることを必要とするときは、あらかじめ甲の承諾を得なければならない。

(秘密の保持)

第11条 乙は、委託業務の実施に際して知り得た事実を甲の承認なしで、第三者に漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

第12条 乙は、委託業務を処理するため個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条第2項及び第67条の規定の遵守に関し必要な措置を講ずるほか、別記特約事項を遵守しなければならない。

(帳簿等)

第13条 乙は、委託業務に係る経費について、帳簿を備え、収入支出の額を記載し、金額の出納を明らかにしておかなければならない。

2 乙は、会計に関する帳簿、書類等をその完結の日から5年間保存するものとする。

(実地調査等)

第14条 甲は、必要があると認めるときは、乙の帳簿、書類その他の記録及び委託事業の状況について実地に調査できるものとする。

2 乙は、甲から委託業務の実施に関し、報告を求められたときは、速やかに甲に報告するものとする。

(委託業務の変更等)

第15条 乙は、業務の内容につき、変更する必要があるときは、直ちに甲に協議しなければならない。ただし、この規定に関わらず、甲が業務の実施について、改善をする必要を認めるときは、その改善事項を乙に指示することができるものとする。

2 乙は、やむを得ない事情により、仕様書に記載された委託業務の内容を変更する必要があるときは、その旨を文書により申し出て、甲の承認を受けなければならない。

(事情変更による解除)

第16条 甲は、事情の変更により委託の必要がなくなったときは、この契約を解除することができるものとする。

2 前項の規定による解除の場合においては、甲は解除時点までに乙が既の実施した委託業務の履行部分に相当する金額を支払い、乙は甲に対して解除時点までに完成、または着手した成果物の全部を引き渡さなければならない。

(契約違反による解除)

第17条 甲は、乙がこの契約に違反したとき又は茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員若しくは暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者であることが判明したときは、この契約を解除することができるものとする。

2 前項の規定により契約の解除があったときは、前条第2項の規定を準用する。

(著作権の帰属)

第18条 乙がこの委託事業により取得した著作権は、甲が継承するものとする。

(疑義の解決)

第19条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

(管轄裁判所)

第20条 この契約に関し甲又は乙が訴訟等を提起するときは、被告となる当事者の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の裁判所とする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和6年4月 日

甲 茨城県水戸市笠原町978番6  
茨城県知事 大井川 和彦

乙

## 特 約 事 項

### 1 受託者の責務

委託業務を実施するに当たっては、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益の保護に十分留意して行うように努めること。

### 2 個人情報を取り扱う事業者の明確化及び監督

乙は、個人情報を取り扱う従業者を明確化するとともに、従業者に個人情報を取り扱わせるに当たっては、適切に監督すること。

### 3 従業者に対する教育

乙は、個人情報を取り扱う従業者に個人情報の保護に関する教育を行うこと。

### 4 個人情報の収集の制限

委託業務を処理するために個人情報を収集するときは、委託業務の目的を達成するために必要な範囲内で行うこと。

### 5 個人情報が記録された媒体の保管

個人情報が記録された媒体は、施錠可能な金庫に保管するなど、適切に保管すること。

### 6 不要情報の廃棄

利用者に関する個人情報は、その者に係る事務が完結した年度から5年を経過したときは、速やかに復元又は判読が不可能な方法により廃棄すること。

### 7 個人情報の目的外使用及び外部提供の禁止

委託業務を実施するため収集・作成した個人情報は、委託事務を処理するためにのみ利用するものとし、他の目的のために使用し、又は第三者に提供しないこと。

### 8 個人情報の複製等の制限

委託事務を処理するために個人情報の複製もしくは送信又は個人情報が記録された媒体の外部への送付もしくは持出しを行うときは、甲の承諾を受けなければならない。

### 9 個人情報についての事故報告

個人情報について外部への漏えいその他の事故が発生したときは、速やかに甲に報告し、その指示を受けること。

別紙様式

令和 年 月 日

茨城県知事 大井川 和 彦 殿

所 在 地  
商号又は名称  
代 表 者 氏 名

## 委 託 業 務 完 了 報 告 書

令和 年 月 日付け委託契約に基づく「令和6年度茨城県移住定住ポータルサイト運用及び移住相談用チャットボット構築運用業務委託」が完了したので、成果品を添えて報告します。